

改正後	現 行
<p><u>(4)</u> 準用（基準第 206 条の 20）</p> <p>第十五 共同生活援助</p>	<p>調整を行うなどの必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。</p> <p>② 同条第 3 項は、利用者の状況に応じて、指定自立生活援助事業所が、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p><u>(5)</u> 準用（基準第 206 条の 20）</p> <p>第 9 条から第 23 条まで、第 29 条、第 33 条から第 35 条まで、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 206 条の 6、第 206 条の 10 及び第 206 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用されることから、第三の 3 の（1）から（13）まで、（18）、（22）から（24）まで、（26）から（31）まで、並びに第四の 3 の（7）（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（9）、（15）並びに第十三の 3 の（1）、（5）、（6）を参照されたい。なお、第 57 条の規定については、3 の（2）を参照されたい。</p> <p>第十五 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p>

改正後	現 行
	<p>(1) 世話人（基準第 208 条第 1 項第 1 号）</p> <p>指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を 6 で除して得た数以上とする。</p> <p>（例）利用者を 12 人とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を 1 週間 40 時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1 週間の間に、$40 \text{ 時間} \times (12 \div 6) \text{ 人} = \text{延べ 80 時間}$以上確保する必要がある。</p> <p>(2) 生活支援員（基準第 208 条第 1 項第 2 号）</p> <p>生活支援員の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の障害支援区分ごとに、次のとおり算定して得た数の合計数以上とする。</p> <p>① 障害支援区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除して得た数</p> <p>② 障害支援区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除して得た数</p> <p>③ 障害支援区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除して得た数</p> <p>④ 障害支援区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除して得た数</p> <p>（例）利用者を 12 人（区分 6 が 2 人、区分 5 が 4 人、区分 4 が 6 人）とし、常勤の勤務時間を 1 週間 40 時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1 週間の間に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 6 : $40 \text{ 時間} \times (2 \div 2.5) \text{ 人} = 32 \text{ 時間}$ ・ 区分 5 : $40 \text{ 時間} \times (4 \div 4) \text{ 人} = 40 \text{ 時間}$

改正後	現行
	<p>・ 区分4：40時間×（6÷6）人＝40時間 延べ合計 112時間以上確保する必要がある。</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</p> <p>(4) サービス管理責任者（基準第208条第1項第3号）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(5) サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第208条第3項）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専</p>

改正後	現 行
<p>2 設備に関する基準（基準第 210 条）</p>	<p>従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 管理者（基準第 209 条） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第 210 条）</p> <p>(1) 立地（基準第 210 条第 1 項） 指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。</p> <p>この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成 18 年 9 月 30 日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したのではないこと。</p> <p>(2) 事業所の単位（基準第 210 条第 2 項） 指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定</p>

改正後	現行
<p>(3) 共同生活住居（基準 210 条第 3 項から第 5 項まで）</p>	<p>を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する 1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この（2）、（3）の①及び③から⑤まで並びに（4）において同じ。）を指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が 4 人以上でなければならないものとする。</p> <p>なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね 30 分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。</p> <p>(3) 共同生活住居（基準 210 条第 3 項から第 5 項まで）</p> <p>① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する 1 つの建物をいう。</p> <p>ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。</p>

改正後	現行
<p>③ ①の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のアからエまでのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。</p> <p>ア <u>指定共同生活援助の提供に加え指定地域定着支援事業や指定短期入所事業を実施すること又は地域生活支援拠点等の拠点コーディネーター及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を配置すること等により、地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための体制を確保すること。</u></p>	<p>なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第210条第4項及び第5項に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあつては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと。</p> <p>また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。</p> <p>② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のアからエまでのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。</p> <p>ア <u>地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」の別記11の(5)イの(イ)のコーディネート事業又はこれら</u></p>

改正後	現行
<p>イ アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することについて、<u>市町村による</u>地域生活支援拠点等の整備の一環として位置づけられていること</p>	<p><u>に準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施することが考えられる。</u></p> <p>イ アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することが<u>障害福祉計画</u>に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていること</p> <p>ウ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること</p> <p>エ 1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること</p> <p>④ サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けられることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとする。なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。</p> <p>⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。</p> <p>ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合 2人以上10人以下</p> <p>イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合 2人以上20人以下</p> <p>ウ 都道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合</p>

改正後	現行
	<p>21人以上30人以下</p> <p>エ 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難であると都道府県知事が認めた場合</p> <p>2人以上30人以下（ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする）</p> <p>(4) ユニット（基準第210条第6項から第8項まで）</p> <p>「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</p> <p>① ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p> <p>② ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。また、これらの設備（居室を除く。）については、原則として利用者（サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。）及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p>

改正後	現行
	<p>③ 居室の定員については、1人とする。</p> <p>ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。</p> <p>なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。</p> <p>④ 居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>⑤ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。</p> <p>(5) サテライト型住居（基準第210条第9項）</p> <p>① サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。</p> <p>なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏</p>

改正後	現行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入退居（基準第 210 条の 2）</p> <p>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項及び居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助に関する事項を定めたものである。</p>	<p>まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。</p> <p>② サテライト型住居は、一の本体住居に 2 か所の設置を限度とする。</p> <p>ただし、本体住居の入居定員が 4 人以下の場合は、1 か所の設置を限度とする。</p> <p>なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1 つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。</p> <p>③ サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</p> <p>ア サテライト型住居の入居定員は、1 人とする。</p> <p>イ サテライト型住居の居室の面積は、7.43 平方メートル（和室であれば 4.5 畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入退居（基準第 210 条の 2）</p> <p>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p>

改正後	現行
<p>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 210 条の 4）</p>	<p>(2) 入退居の記録の記載（基準第 210 条の 3）</p> <p>指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 210 条の 4）</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第 210 条の 4 第 3 項は、指定共同生活援助事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食材料費</p> <p>イ 家賃</p> <p>ウ 光熱水費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p>

改正後	現行
<p><u>③ 食材料費の取扱い</u></p> <p><u>食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。</u></p> <p><u>また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。</u></p> <p>(4) サービス管理責任者の責務（基準第 210 条の 6）</p> <p>指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び第四の 3 の（8）の①の<u>アからウ</u>までに掲げる業務のほか、②に<u>規定する内容に従うとともに、</u>日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日</p>	<p>なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。</p> <p>また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) サービス管理責任者の責務（基準第 210 条の 6）</p> <p>指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び第四の 3 の（8）の①<u>から③</u>までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための</p>

改正後	現行
<p>中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p><u>(5) 地域との連携等（基準第 210 条の 7）</u></p> <p>① <u>基準第 210 条の 7 第 1 項は、指定共同生活援助の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定共同生活援助事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>同条第 2 項に定める地域連携推進会議は、指定共同生活援助事業所が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置し、おおむね年 1 回以上開催しなければならない。この地域連携推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。</u></p> <p><u>地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものであるが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</u></p> <p>③ <u>地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員（以下「地域連携推進員」という。）が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居（サテライト型住居を含む。）を設置している場合は、</u></p>	<p>支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>全ての住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要であることから、住居ごとにおおむね年1回以上、地域連携推進員が見学する機会を設定しなければならない。</u></p> <p><u>なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならないこと。</u></p> <p>④ <u>地域連携推進会議における報告等の記録は、同条第4項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</u></p> <p>⑤ <u>同条第5項に規定に基づき、地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。</u></p> <p>⑥ <u>地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第10号）附則第2条において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。</u></p> <p><u>(6) 介護及び家事等（第211条）</u></p>	<p><u>(5) 介護及び家事等（第211条）</u></p> <p>① 支援の基本方針</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活援助を提供し又は必要な</p>

改正後	現 行
	<p>支援を行うものとする。</p> <p>また、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。</p> <p>② 家事等の実施の方法</p> <p>基準第211条第2項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 居宅介護等の利用の制限</p> <p>同条第3項は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。</p> <p>なお、指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。</p> <p>④ サテライト型住居の入居者への支援</p> <p>サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。</p> <p>なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意</p>

改正後	現 行
<p><u>(7)</u> 社会生活上の便宜の供与（基準第 211 条の 2）</p>	<p>の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。</p> <p>サテライト型住居を設置する指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則として 3 年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから 3 年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3 年を超える利用を認めること。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p><u>(6)</u> 社会生活上の便宜の供与（基準第 211 条の 2）</p> <p>① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととし</p>

改正後	現行
<p><u>(8)</u> 運営規程（基準第 211 条の 3）</p>	<p>たものである。</p> <p>② 手続等の代行 指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。</p> <p>③ 家族との連携 指定共同生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p><u>(7)</u> 運営規程（基準第 211 条の 3） 指定共同生活援助事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第 211 条の 3 第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針（第 1 号） 利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。</p> <p>② 入居定員（第 3 号） 入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居</p>

改正後	現行
<p>④ その他運営に関する重要事項（第10号）</p> <p><u>指定共同生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</u></p> <p><u>(9) 勤務体制の確保等（基準第212条）</u></p>	<p>の入居定員を別掲する。) 及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。</p> <p>なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるため、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。</p> <p>③ 指定共同生活援助の内容（第4号）</p> <p>指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</p> <p>④ その他運営に関する重要事項（第10号）</p> <p><u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p><u>(8) 勤務体制の確保等（基準第212条）</u></p> <p>① 従業者の勤務体制</p> <p>利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従</p>

改正後	現行
	<p>業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p> <p>また、基準第 212 条第 2 項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</p> <p>② 生活支援員の業務の外部委託</p> <p>同条第 3 項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</p> <p>同条第 4 項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の</p>

改正後	現行
<p><u>(10)</u> 支援体制の確保（基準第 212 条の 2）</p>	<p>結果を記録しなければならない。</p> <p>ア 委託に係る業務（以下②において「委託業務」という。）の範囲</p> <p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>（Ⅰ）受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十四章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>（Ⅱ）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</p> <p>（Ⅲ）委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（Ⅱ）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>（Ⅳ）受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>（Ⅴ）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 研修への参加</p> <p>同条第 5 項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</p> <p>④ 同条第 6 項の規定は、基準第 33 条第 4 項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の 3 の(22)を参照されたいこと。</p> <p><u>(9)</u> 支援体制の確保（基準第 212 条の 2）</p> <p>指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間におけ</p>

改正後	現行
<p><u>(11) 定員の遵守（基準第 212 条の 3）</u></p> <p><u>(12) 協力医療機関等（基準第 212 条の 4）</u></p> <p>① 基準第212条の 4 第 1 項及び第 2 項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</p> <p>② <u>新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第 3 項）</u> <u>共同生活住居の利用者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）法第 6 条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。</u> <u>取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後 4 か月程度から 6 か月程度経過後）において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨</u></p>	<p>る緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。</p> <p><u>(10) 定員の遵守（基準第 212 条の 3）</u> 運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</p> <p><u>(11) 協力医療機関等（基準第 212 条の 4）</u> 基準第 212 条の 4 第 1 項及び第 2 項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</p>

改正後	現行
<p><u>げるものではない。</u></p> <p><u>③ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合（第4項）</u></p> <p><u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、当該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから、取り決めまで行うことが望ましい。</u></p> <p><u>(13) 準用（基準第213条）</u></p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第170条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の3の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）、<u>（21）及び（23）</u>並びに第五の3の（7）及び（9）並びに第九の3の（3）を参照されたい。</p> <p>なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準<u>第75条</u>については、<u>共同生活援助における食材料費に関して一定の透明性を確保する観点から、利用者から徴収した食材料費にかかる記録を含むものとする。</u></p>	<p><u>(12) 準用（基準第213条）</u></p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、<u>第74条</u>、第75条、第88条、第90条、第92条及び第170条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の3の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）<u>及び（21）から（23）まで</u>並びに第五の3の（7）及び（9）並びに第九の3の（3）を参照されたい。</p> <p>なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準<u>第74条</u>については、<u>指定共同生活援助事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであるが、さらにサ</u></p>

改正後	現行
<p>4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>	<p><u>サービスの質の確保や夜間における防火安全体制の構築の必要性にかんがみ、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定共同生活援助事業所が所在する市町村の職員又は法第 89 条の 3 に規定する協議会の委員、共同生活援助について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることが望ましい。</u></p> <p>4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(1) 人員に関する基準</p> <p>① 世話人及び生活支援員（基準第213条の4第1項第1号及び第2号）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者の数を5で除して得た数以上とする。</p> <p>② サービス管理責任者（基準第213条の4第1項第3号）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の(4)及び(5)を参照されたい。</p> <p>③ 夜間支援従事者（基準第213条の4第2項）</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保</p>

改正後	現行
	<p>するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置するものとする。</p> <p>なお、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を11人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を1人以上配置する必要があること。</p> <p>④ 準用（基準第213条の5）</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の（7）の①を参照されたい。</p> <p>（2）設備に関する基準</p> <p>① 事業所の立地及び単位（基準第213条の6第1項）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（1）を参照されたい。</p> <p>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、利用者に対し、共同生活住居において昼夜を通じた介護等の支援を行うものであることから、例えば、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置するなど、一定の地域に共同生活住居を集約して立地することによって、2の（1）に掲げる事項に支障が生ずることのないよう、留意すること。</p> <p>② 事業所の単位（基準第213条の6第2項）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（2）（サテライト型住居に係る要件を除く。）を参照されたい。</p> <p>③ 共同生活住居（基準第213条の6第3項から第6項まで）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（3）の①、</p>

改正後	現行
<p>(3) 運営に関する基準</p>	<p>②、⑤を参照されたい。</p> <p>なお、①の規定にかかわらず、1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されたものである場合には、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。この場合において、1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計は20人以下とする。</p> <p>④ ユニット（基準第213条の6第7項から第9項まで）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の(4)（サテライト型住居に係る要件を除く。）を参照されたい。</p> <p>なお、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保するものとする。</p> <p>また、1つの建物に複数の共同生活住居を設置する場合においても、共同生活住居ごとに、利用者が日常生活を営む上で必要とされる設備を設けることとするが、従業者のみ使用する設備については、共有して差し支えないものとする。</p> <p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 指定短期入所の併設（基準第213条の7）</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所（空床型を</p>

② 介護及び家事等（基準第213条の8）

指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の(6)（④を除く。）を参照されたい。

なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならないものである。

また、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を11人以上とする場合は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においても、原則ユニットごとに世話人又は生活支援員を1人以上の配置する必要があること。

除く。以下この①において同じ。）を行うこととしたものである。

なお、指定短期入所を行うに当たっては、原則として当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所と併設又は同一敷地内において行うものとし、併設の場合にあつては、指定短期入所の従業者が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の夜間支援従事者を兼ねても差し支えないものとする。

また、指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とすること。

② 介護及び家事等（基準第213条の8）

指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の(5)（④を除く。）を参照されたい。

なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならないものである。

また、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を11人以上とする場合は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においても、原則ユニットごとに世話人又は生活支援員を1人以上の配置する必要があること。

③ 社会生活上の便宜の供与等（基準第213条の9）

指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の(6)を参照されたい。

なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同

改正後	現行
<p>④ <u>地域との連携等</u>（基準第 213 条の 10）</p> <p><u>ア 基準第 213 条の 10 第 1 項から第 5 項まで（地域連携推進会議等）は、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（5）を参照されたい。</u></p> <p><u>イ 日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議</u>（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及びアの地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。</p>	<p>生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。</p> <p>④ <u>協議の場の設置等</u>（基準第 213 条の 10）</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又は<u>その他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）</u>（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に<u>（少なくとも年に 1 回以上とする。）</u>日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、</p>

なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、規則第 34 条の 19 第 1 項第 18 号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

⑤ 準用（基準第 213 条の 11）

基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 75 条、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで及び第 211 条の 3 から第 212 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）、（21）及び（23）並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）並びに 3 の（1）から（4）まで及び（8）から（12）までを参照されたい。

助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第 34 条の 19 第 1 項第 18 号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

⑤ 準用（基準第 213 条の 11）

基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 74 条、第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで及び第 211 条の 3 から第 212 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）並びに 3 の（1）から（4）まで及び（7）から（11）までを参照されたい。

なお、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用さ

改正後	現 行
<p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(3) 運営に関する基準</p>	<p><u>れる基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の (12) を参照されたい。</u></p> <p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(1) 人員に関する基準</p> <p>① 世話人（基準第 213 条の 14 第 1 項第 1 号） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1 の (1) 及び (3) を参照されたい。ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。</p> <p>② サービス管理責任者（基準第 213 条の 14 第 1 項第 2 号） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1 の (4) 及び (5) を参照されたい。</p> <p>③ 準用（基準第 213 条の 15） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</p> <p>(2) 設備に関する基準（基準第 213 条の 16） 基準第 210 条については、外部サービス利用型指定共同生活援助について準用されるものであることから、2 を参照されたい。</p> <p>(3) 運営に関する基準</p>

改正後	現行
	<p>① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第 213 条の 17）</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</p> <p>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p>

改正後	現 行
<p>③ 運営規程（基準第 213 条の 19）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の <u>(8)</u> を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定</p>	<p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>② 受託居宅介護サービスの提供（基準第 213 条の 18）</p> <p>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</p> <p>基準第 213 条の 18 第 1 項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p>基準第 213 条の 18 第 2 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>③ 運営規程（基準第 213 条の 19）</p>

改正後	現行
<p>共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第5号）。</p> <p>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十六章第六節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p>	<p>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の(7)を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第5号）。</p> <p>④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（基準第213条の20）</p> <p>基準第213条の20は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>a 当該委託の範囲</p> <p>b 当該委託に係る業務（以下④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十四章第六節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p>

改正後	現 行
<p>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第 36 条第 1 項及び規則第 34 条の 19 第 1 項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び</p>	<p>d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</p> <p>f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアの d の指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第 213 条の 22 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、アの c 及び e の確認の結果の記録を 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p>オ 1 の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</p> <p>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第 36 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 34 条の 19 第 1</p>

改正後	現行
<p data-bbox="286 231 1124 311">所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p data-bbox="235 1244 1124 1372">⑤ 勤務体制の確保等（基準第 213 条の 21） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の <u>(9)</u> の①及び③を参照されたい。</p>	<p data-bbox="1265 231 2094 359">項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p data-bbox="1265 375 2094 790">ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 124 号。）附則第 3 条第 2 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第 5 条に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="1232 805 2094 1220">キ 基準第 213 条の 20 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第 213 条の 22 により準用される第 28 条の緊急時の対応、第 36 条の秘密保持等、第 40 条の事故発生時の対応及び第 35 条の 2 の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p data-bbox="1198 1236 2094 1364">⑤ 勤務体制の確保等（基準第 213 条の 21） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の <u>(8)</u> の①及び③を参照されたい。</p>

改正後	現行
<p>⑥ 準用（基準第 213 条の 22）</p> <p>基準第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 74 条、第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から <u>第 210 条の 7</u> まで、第 211 条、第 211 条の 2 及び第 212 条の 2 から第 212 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）並びに第十三の 3 の（1）から <u>（7）</u> まで及び <u>（10）</u> から <u>（12）</u> までを参照されたい。</p>	<p>⑥ 準用（基準第 213 条の 22）</p> <p>基準第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 74 条、第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から <u>第 210 条の 6</u> まで、第 211 条、第 211 条の 2 及び第 212 条の 2 から第 212 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）並びに第十三の 3 の（1）から <u>（6）</u> まで及び <u>（9）</u> から <u>（11）</u> までを参照されたい。</p> <p><u>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 3 の（12）を参照されたい。</u></p> <p>第十六 多機能型に関する特例</p> <p>1 従業員の員数等に関する特例</p> <p>（1）常勤の従業者の員数の特例（基準第 215 条第 1 項）</p> <p>利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1 人以上とすること。</p>